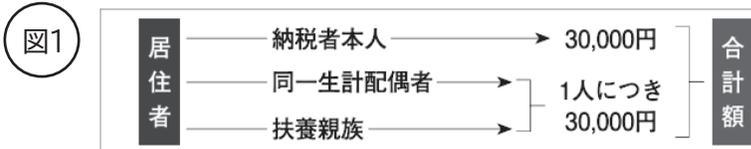


令和6年分 定額減税による記入内容の変更点

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除(以下【定額減税】といいます。)が実施されます。

年末調整の際には、年末調整時点の定額減税額(以下【年調減税額】といいます。)を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

年調減税額は【本人 30,000 円】と【同一生計配偶者と扶養親族1人につき 30,000 円】(図1)との合計額となります。



記載例①: 専従者 月8万円、年間96万円 扶養なし
 定額減税額は1人(本人)×30,000 円 = **30,000 円**

令和7年分 源泉徴収簿の裏面に計算表があります。

令和7年分

※令和6年分年末調整計算表
 (注)定額減税の計算に対応した計算表となりますので、令和7年分の年末調整にはご利用いただけません。

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 960,000 円	③ 0 円
賞 与 等	④	⑥
計	⑦ 960,000	⑧ 0
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 410,000	
所得金額調整控除額 (1円未満は切り上げ、最高150,000円)	⑩	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 410,000	
社会保険料等控除額	⑫	
給与等からの控除分(②+⑤)	⑬	
申告による社会保険料の控除分	⑭	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑮	
生命保険料の控除額	⑯	
地震保険料の控除額	⑰	
配偶者(特別)控除額	⑱	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲	
基礎控除額	⑳ 480,000	
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	㉑ 480,000	
課税所得金額(⑪-⑱)及び算出所得税額	㉒ 0	㉓ 0
改正法等(改正法等)住宅借入金等特別控除額	㉔	㉕ 0
年調所得税額(㉒-㉔、マイナスの場合は0)	㉖	㉗ 30,000
年調減税額	㉘-2	㉙-3 30,000
年調減税額控除後の年調所得税額(㉖-「㉘-2」、マイナスの場合は0)	㉚-4	㉛-4 0
控除外額(㉚-「㉘-2」がマイナスの場合に記載)	㉜	㉝ 0
年調年税額(「㉛-3」×102.1%)	㉞	㉟ 0
差引超過額又は不足額(㉞-㉓)	㊱	㊲
超過額	㊳	㊴
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㊵	㊶
差引還付する金額(㊵-㉓-㉞)	㊷	㊸
同上的	㊹	㊺
不足額の精算	㊻	㊼
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㊽	㊾
翌年において還付する金額	㊿	100円未満は切り捨て

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

住所: 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 4-39-9

所得控除の合計額: 410,000 円

源泉徴収税額: 0 円

控除外額: 30,000 円

普通徴収(普F) 源泉徴収時所得税減税控除済額 0円

6月から定額減税により控除した金額と年末調整で行った控除額を記入します。納税額がない場合は 0 円となります。

控除しきれなかった金額を記入します。